

平成27年度 佐渡市職員採用試験のお知らせ

佐渡市職員採用試験を次により行います。

1 職種、受験資格、採用予定人員

職種	受験資格	採用予定人員
一般事務	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方(受験資格を証する書類、学校等の卒業見込証明書等の提出は不要です。)	4人程度
	身体障害者手帳の交付を受けている方で次の①から③までの条件をすべて満たす方	1人程度
	①活字印刷文による出題に対応できる方 ②昭和50年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 ③介助者なしで通常の業務を遂行し、通常の勤務時間(1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分)に対応できる方	
一般事務(精神保健福祉士)	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、精神保健福祉士の資格を有する方または平成27年度に実施される資格試験により精神保健福祉士の資格を取得する見込みの方	1人程度
一般事務(社会福祉士)	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または平成27年度に実施される資格試験により社会福祉士の資格を取得する見込みの方	1人程度
保健師(行政)	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または平成27年度に実施される資格試験により保健師の資格を取得する見込みの方	1人程度
文化財保護技師(建造物)	昭和50年4月2日以降に生まれた方で、専門学校もしくは大学または大学院(以下「大学等」)で建築史、建築学または建築保存学に関する分野を履修し、卒業した方または卒業見込みの方で、次の①または②に該当する方 ①文化財建造物保存の調査または保存修理業務の経験(大学等による実習を含む。)がある方 ②建築士の資格を有する方または平成28年3月31日までに資格を取得する見込みの方	2人程度
ジオパーク学芸員(岩石学)	昭和50年4月2日以降に生まれた方で、次の①および②に該当する方 ①大学(短大は除く)もしくは大学院で地質学(特に岩石学)に関する分野を履修し卒業した方または卒業見込みの方 ②学芸員の資格を有する方または平成28年3月31日までに資格を取得する見込みの方	1人程度
消防(消防士または救急救命士)	昭和60年4月2日以降に生まれた方で、次の①から③のいずれかに該当する方 ①普通自動車以上の運転免許を有する方または平成29年3月31日までに取得する見込みの方 ②救急救命士の資格を有する方で普通自動車以上の運転免許を有する方(運転免許については平成29年3月31日までに取得する見込みの方も受験可能) ③平成27年度に実施される資格試験により救急救命士の資格を取得する見込みの方で普通自動車以上の運転免許を有する方(運転免許については平成29年3月31日までに取得する見込みの方も受験可能)	5人程度

◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・日本の国籍を有しない人 ・成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・佐渡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法もしくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

※採用予定人員は変更になることがあります。また、受験申し込みは病院職員採用職種を含め1職種に限ります。

2 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種別	該当職種	内容	
教養試験	一般事務(身体障がい者、精神保健福祉士、学芸員含む)、消防(消防士または救急救命士)	一般的知識および知能について、高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行います。(社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能)	
	一般事務(社会福祉士)	社会福祉に関する知識について択一式による筆記試験を行います。(社会福祉概論(社会保障および介護を含む。)、社会学概論、心理学概論)	
専門試験	文化財保護技師(建造物)	建築に関する知識について択一式による筆記試験を行います。(数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備および建築施工)	
	保健師(行政)	看護、保健福祉に関する知識について択一式による筆記試験を行います。(公衆衛生看護学、疫学・保健統計および保健医療福祉行政論)	
作文等試験	全職種	課題の理解力、思考力および表現力等について、筆記試験(学芸員は小論文)を行います。	
適性検査	消防(消防士または救急救命士)を除く全職種	事務適性検査	事務の作業能力について、正確さ、迅速さ等の検査を行います。
		一般性格診断検査	公務員に求められる資質に関し、性格傾向について検査を行います。
	消防(消防士または救急救命士)	消防適性検査	消防職員としての適応性を性格的な面および認知能力(機器運用技能等の基礎)の面から検査を行います。

(2) 第2次試験(全職種) 第1次試験の合格者に対して面接試験を行います(消防(消防士または救急救命士)については、面接試験に加え体力試験を行います。)。なお、受験者の適性を把握するため、面接試験については複数回実施する場合があります。

